

観音寺市告示第137号

観音寺市民会館等建設検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成23年 6 月22日

観音寺市長 白 川 晴 司

観音寺市民会館等建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民会館及び庁舎の建設に関し必要な事項を検討するため、観音寺市民会館等建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、市長が諮問する次に掲げる事項について検討し、報告する。

- (1) 市民会館及び庁舎の基本構想に関すること。
- (2) 市民会館及び庁舎の基本計画に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定による公募の手続は、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、政策部庁舎等整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

2 この要綱による最初の委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。